

志賀原子力発電所 2号機増設に伴う志賀原子力発電所 1号機管理区域 境界壁貫通工事にて発生するコンクリート片の取扱いについて

平成15年2月17日
北陸電力株式会社

志賀原子力発電所では、サービス建屋、廃棄物処理建屋及び固体廃棄物貯蔵庫を1・2号機共用とするため、連絡通路等の設置に伴う壁貫通工事にてコンクリート片が発生します。

発生するコンクリート片は、放射性物質で汚染されたものではないことから、当社は、平成14年12月25日に原子力安全 保安院に対し、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に規定する「放射性廃棄物」に該当しないものとして取り扱って良いかの照会を行っておりました。

本日、当社は、原子力安全 保安院より当該貫通工事にて発生するコンクリート片は「放射性廃棄物」に該当しないものとして取り扱って差し支えないとの回答を受領しました。

今後、工事準備を整え、本年3月上旬から貫通工事開始を予定しております。発生したコンクリート片は、路盤材等として発電所構内で再利用します。

< 添付資料 >

志賀原子力発電所 管理区域境界壁の貫通工事に伴い発生する汚染のないことが
明らかなコンクリート片の取扱いについて

以上